

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民記録システム	
行政機関の名称	東白川村長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	村民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民の居住関係の公証、住民に関する事務処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正管理を図るため住民に関する記録を正確かつ統一的行うことを目的とする。	
記録項目	団体内統合宛名番号、個人番号、住民票コード、自治会、世帯番号、氏名、生年月日、性別、住民となった日、世帯主名、続柄、住所、前住所、本籍地、筆頭者、旧自治体、旧氏名、住定日、届出日、小学校区、中学校区、投票区、通称名、併記名、国籍・地域、在留資格、在留カード等の番号、在留期間等、異動事由、異動年月日	
記録範囲	東白川村の住民登録者	
記録情報の収集方法	住民異動届書、戸籍届出、他市町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	-	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 東白川村役場村民課	
	(所在地) 岐阜県加茂郡東白川村神土 5 4 8	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
個人情報ファイルが第 2 条第 9 項第 2 号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	-	
行政機関非識別加工情報の概要	-	

作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	-
備 考	